

大仙市週休2日制工事に関する運用

大仙市週休2日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）における運用を次のとおり定める。

要綱第2条関係（定義）

- 1 要綱第2条(2)の「現場閉所困難工事」は、下記の例を想定しているが、選定にあたっては、工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

【現場閉所困難工事の例】

- ・ 公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇）に作業が必要な工事
- ・ 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事）

- 2 要綱第2条(3)の「別に定める期間」とは、次の①から④までの期間とする。

- ① 工場製作がある場合は、本工事の工場製作のみが行われている期間
- ② 工事全体を一時中止している期間
- ③ 夏期休暇3日間、年末年始休暇6日間
- ④ 余裕期間工事の場合は、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間

要綱第3条関係（休日）

- 1 現場閉所の確認方法

発注者は、受注者に対し、別紙2-1「工事履行報告書」に別紙2-2「勤務状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては工事完成届とともに提出させるものとする。

完全週休2日（土日）において、対象期間の最終週が1週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了し、工事完成日以降が休日となるため、完全週休2日（土日）を達成したものとみなす。

なお、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

- 2 交替制の確認方法

発注者は、受注者に対し、別紙3-1「工事履行報告書」に別紙3-2「休日状況確認表」を添付して提出させるものとする。最終月においては工事完成届とともに提出させるものとする。

完全週休2日交替制において、対象期間の最終週が1週間に満たない場合は、工事の完成をもって当該週の作業が終了し、工事完成日以降が休日となるため、完全週休2日交替制を達成したものとみなす。

なお、交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

要綱第4条関係（対象工事及び発注方式）

- 1 発注者は、全ての工事を対象に、週休2日制工事により発注することを原則とする。
- 2 発注方式は以下のとおりとする。なお、現場閉所困難工事にあっても完全週休2日交替制工事により発注することを原則とし、いずれの場合においても通期の週休2日交替制は必須とする。
 - (1) 完全週休2日（土日）

受注者が、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式
 - (2) 完全週休2日交替制
受注者が、完全週休2日交替制及び月単位の週休2日交替制の取組について、工事着手前に選択をし、選択結果について発注者と協議する方式
- 3 完全週休2日（土日）工事及び完全週休2日交替制工事において、受注者は工事着手前に、週休2日の取組について監督職員と協議するものとする。
- 4 発注者は、特記仕様書及び現場説明書（条件明示）に、週休2日制工事であること（週休2日又は交替制）を明示するものとし、記載内容は別紙1のとおりとする。
- 5 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日及び交替制工事の現場が被災した場合など、週休2日及び交替制を実施することが困難又は不適切であると発注担当課所長が判断した場合とする。

要綱第5条関係（工期変更）

- 1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
- 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

要綱第6条関係（工事費の積算）

- 1 工事費の積算については、原則として発注担当課において適用する積算基準によるほか、次に掲げる運用基準等を準用するものとする。
 - (1) 秋田県週休2日制工事に関する建設部運用（平成29年5月30日施行）
 - (2) 秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用（令和3年4月1日施行）
 - (3) 秋田県週休2日制工事に関する港湾空港課運用（令和6年10月1日施行）
 - (4) 秋田県週休2日制工事に関する農業農村整備運用（令和元年8月1日施行）
 - (5) 秋田県週休2日制工事に関する水産漁港課運用（令和6年10月1日施行）
 - (6) 秋田県週休2日制工事に関する森林整備運用（令和3年10月1日施行）
 - (7) 水道事業実務必携（全国簡易水道協議会発行）

要綱第7条関係（その他）

- 1 余裕を持った工期設定を行うこと。
- 2 発注者は、施工計画書及び実施工程表について、週休2日を考慮したものを受注者

に提出させるものとする。

- 3 各種参考様式（別紙2-1、2-2、3-1、3-2）については、監督員から現場代理人に提供するものとする。

附 則

この運用は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この運用は、令和8年4月1日から施行する。

別紙 1

特記仕様書

第 1 編 共通編

第 1 章 総則

項目 (節)	内容	
週休 2 日制工事の対象	完全 週休 2 日 (土日)	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、大仙市週休 2 日制工事（完全週休 2 日（土日））である。 ・受注者は、完全週休 2 日（土日）及び月単位の週休 2 日の取組について、工事着手前に発注者と協議すること。 ・実施にあたっては、「大仙市週休 2 日制工事実施要綱」及び「大仙市週休 2 日制工事に関する運用」に基づいて実施するものとする。
	完全 週休 2 日 交替制	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、大仙市週休 2 日制工事（完全週休 2 日交替制）である。 ・受注者は、完全週休 2 日交替制及び月単位の週休 2 日交代制の取組について、工事着手前に発注者と協議すること。 ・実施にあたっては、「大仙市週休 2 日制工事実施要綱」及び「大仙市週休 2 日制工事に関する運用」に基づいて実施するものとする。
	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、大仙市週休 2 日制工事の対象外とする。（週休 2 日の補正なし）

現場説明書（条件明示）

第 2 編 現場説明事項

第 1 章 条件明示

10 その他		
その他条件 (週休 2 日制工事)	完全 週休 2 日 (土日)	<p>その他の条件は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、週休 2 日を推進するため、完全週休 2 日（土日）を実施する工事であり、完全週休 2 日（土日）の現場閉所を行う前提として補正を行っています。 なお、補正係数については「大仙市週休 2 日制工事に関する運用」によるものとします。 ・工期内において、完全週休 2 日（土日）が未達成の場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記の補正を見直します。月単位の週休 2 日が未達成の場合は補正を行いません。
	完全 週休 2 日 交替制	<p>その他の条件は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、週休 2 日を推進するため、完全週休 2 日交替制を実施する工事であり、完全週休 2 日交替制の現場閉所を行う前提として補正を行っています。 なお、補正係数については「大仙市週休 2 日制工事に関する運用」によるものとします。 ・工期内において、完全週休 2 日交替制が未達成の場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記の補正を見直します。月単位の週休 2 日交替制が未達成の場合は補正を行いません。
	対象外	<p>その他の条件は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、週休 2 日制の対象外の工事であり、週休 2 日の補正は行っていません。